

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（303））

2. 日時：平成29年8月28日 10時30分～12時15分
13時30分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、大塚安全審査官、角谷安全審査官、
田尻安全審査官、近田安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、
穂藤保安規定係長、皆川保安規定係長

（シビアアクシデント研究部門）

舟山首席技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他23名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力運営 主任 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力防災チーム担当 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（炉心技術） 他1名

電源開発株式会社：放射線管理グループリーダー

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「34条/61条 緊急時対策所」、「31条/60条 監視設備」、「35条/62条 通信連絡設備」、及び「26条/57条 原子炉制御室」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<緊急時対策所>

- 換気空調系について、建屋加圧モードで加圧する範囲及び方法を整理して提示すること。
- 建屋空調機械室の室内給気及び排気を考慮しても、負圧状態とならないことを説明すること。
- 緊急時対策所の非常用フィルタ装置のフィルタ性能について詳細な仕様を示すこと。
- 緊急時対策所の加圧判断基準を20mSv/hとしている根拠について整理して提示すること。
- 緊急時対策所を10時間加圧することについて根拠を示すとともに、設備や被

ばく評価の観点から十分な対応が出来ることを示すこと。

<監視測定設備>

- 事故発生からプルーム通過後までの要員の動きを整理した資料を提示すること。

<通信連絡設備>

- 通信の制限がある機器を整理して提示すること。

<原子炉制御室>

- 建屋内の加圧浄化範囲のバウンダリを示し、チェンジングエリアから汚染が拡大しないことを示すこと。
- 中央制御室から外の状況を監視する設備の考え方を提示し、監視カメラで監視できない範囲における対応を整理して提示すること。
- 中央制御室退避室の概要図について、断面図に気密扉の位置を追記するなど詳細な記載とすること。
- 中央制御室エリアに中央制御室退避室が含まれるのであればそれを反映した正確な図面を提示するとともに、中央制御室退避室の照明設備設置状況を記載すること。
- 原子炉制御室に連絡する通路及び従事者が原子炉制御室に出入りする区画について、基準への適合性について説明すること。
- ベント開始から5時間、中央制御室退避室を正圧化としてしていることについて、5時間で中央制御室に流入した放射性物質の影響が十分に低減としてしている根拠を提示すること。
- 中央制御室退避室へ移動を開始する条件を明確にし、タイムチャートへ反映すること。
- チェンジングエリア経由の中央制御室への入室ルートを示すとともに、入退室ルートは装備を付けた要員が確実に通行できる通路の幅を確保していること及び当該エリアに設置されている障害物（柱等）を含めて、通行を阻害しないことを説明すること。
- 退避室の加圧に着手する基準「炉心損傷を判断した場合においてサプレッションプール水位通常水位+6.4m」について、ベント判断に対する時間余裕の考え方を整理して提示すること。
- チェンジングエリアのテントハウスを「修繕しながら使用」としてしていることについて、予備を含めて考え方を整理して提示すること。
- 中央制御室チェンジングエリアのアクセスルートについて、垂直梯子の高さ等の情報を追記し、要員が移動可能であることを示すこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 中央制御室について
- ・ 東海第二発電所 監視測定設備について
- ・ 東海第二発電所 緊急時対策所について
- ・ 東海第二発電所 通信連絡設備について
- ・ 東海第二発電所 通信連絡を行うために必要な設備について
- ・ 技術的能力 添付資料の比較 (1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等)
- ・ 技術的能力 添付資料の比較 (1.17 監視測定等に関する手順等)
- ・ 技術的能力 添付資料の比較 (1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等)
- ・ 技術的能力 添付資料の比較 (1.19 通信連絡に関する手順等)
- ・ 東海第二発電所に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項 (原子炉制御室等 (第26条))
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況 (監視設備 (第31条))
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況 (緊急時対策所) (第34条)
- ・ 比較表 (原子炉制御室)
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況 (通信連絡設備) (35条)
- ・ 比較表 (監視測定設備)
- ・ 比較表 (34条 緊急時対策所)
- ・ 比較表 (35条 通信連絡設備)
- ・ 比較表 (61条 緊急時対策所)
- ・ 比較表 (62条 通信連絡を行うために必要な設備)
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について (補足説明資料)
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について